

## 自治体アンケート調査の結果等（中間貯蔵に関する部分）について

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県及び埼玉県の 119 自治体に除染・中間貯蔵施設に関するアンケートを送付したところ、107 自治体（回収率 89.9%）から、以下のような意見の提出があった。

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
1. 法律上の位置付け・整理	<p><b>【中間貯蔵施設及び最終処分場の定義】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間貯蔵施設及び最終処分場の定義を法律に規定していただきたい。</li> </ul>	<p><b>【中間貯蔵施設及び最終処分場の定義】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「中間貯蔵」及び「最終処分」については、放射性物質汚染対処特措法（以下「特措法」という。）第 41 条第 1 項に規定する除去土壌の「保管」又は「処分」等に該当し、「中間貯蔵施設」及び「最終処分場」については、同法第 53 条に規定する「汚染廃棄物等の処理のために必要な施設」に該当しています。また、同法第 7 条に基づく基本方針（平成 23 年 11 月 11 日閣議決定）の中で、「中間貯蔵施設」・「最終処分場」を明記しています。</li> <li>○ 昨年臨時国会で、日本環境安全事業株式会社法が改正され、「中間貯蔵」及び「最終処分」の定義規定が置かれるとともに、「中間貯蔵開始後 30 年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」と規定されたところです。</li> </ul>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
1. 法律上の位置付け・整理（続き）	<p>【中間貯蔵施設への輸送等の実施主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間貯蔵施設への搬出に係る輸送については、特措法第25条の除染等の措置等に含まれるのか明確と言い難い。中間貯蔵施設には、複数の汚染状況重点調査地域から除去土壌等が搬入されることから、搬出・搬入に係る輸送の措置を行う主体は国として明文化するべきであると考ええる。また、輸送に伴う道路拡幅工事等の必要な環境整備についても、同様に実施主体を明確にすべきであると考ええる。</li> </ul>	<p>【中間貯蔵施設への輸送等の実施主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特措法第25条第1項における「除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分」の「収集」又は「運搬」に中間貯蔵施設への輸送は含まれます。</li> <li>○ また、福島県、福島県内の市町村、関係機関から構成される「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る連絡調整会議（以下「輸送連絡調整会議」という。）」での調整を経て、昨年11月に取りまとめた「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る基本計画（以下「輸送基本計画」という。）」においても、除染特別地域から生じた除去土壌及び特定廃棄物については国が、除染実施区域から生じた除去土壌等については除染実施者である市町村等が、それぞれ中間貯蔵施設への輸送を行うこと等を明記し、その上で、除染実施区域の積込場から中間貯蔵施設への輸送については、国が特措法第42条等の規定により輸送を代行することと整理しています。</li> <li>○ 輸送に伴う道路・交通対策については、当該道路の中間貯蔵施設への輸送とその他の目的の利用状況を踏まえ、環境省として、道路管理者等と連携して必要な対策を実施していきます。なお、輸送基本計画等において、中間貯蔵施設への輸送車両の円滑かつ安全な通行、輸送車両の集中による一般交通への影響の抑制を図るため、関係機関と連携し、地域の状況に応じ、必要な道路・交通対策を実施するとともに、これらの対策については、中間貯蔵施設への輸送に伴い当然に必要なものについては、国が中間貯蔵施設の整備費の中で費用を負担することとしている旨を明らかにしております。</li> </ul>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
1. 法律上の位置付け・整理（続き）	<p>・除染等の措置等の実施者については特措法第35条第1項において定められているところだが、中間貯蔵施設までの輸送、当該施設での保管及び処分、さらに最終処分までの処理を市町村が行うとしていることは現実にそぐわない。第42条の規定に基づく代行として取り扱うこととされているが、処理の内容から法の整理が必要である。</p>	<p>○ 特措法第35条第1項に基づき、除染実施区域から生じた除去土壌の収集、運搬、保管及び処分については地域に精通した市町村等が行うこととされています。他方、中間貯蔵施設の整備・管理運営や中間貯蔵後の最終処分、積込場から中間貯蔵施設への輸送等については、特措法や中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（JESCO法）等に基づき、国が責任を持って行うこととしています。積込場から中間貯蔵施設への輸送や中間貯蔵施設内での保管等については、現実に即して特措法上の市町村の事務を国が行うことができるよう、特措法第42条等の規定に基づき国が代行するという整理をし、運用しているところで</p>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
2. 中間貯蔵施設での 処理対象物	<p>【特措法外の土壌等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特措法施行前の線量低減化措置や線量低減化事業に伴い発生した土壌等についても、早期に全量を受け入れしていただきたい。</li> <li>・除染等の措置に類する行為により生じた土壌等の処理については、学校等の表土除去物等を一部除去土壌等として取り扱う方向性が示されているものの、未だ処理に困難を極めているものが散見される状況であることから、これらも含め中間貯蔵施設で受け入れるよう強く要望したい。</li> <li>・ため池等における放射性物質拡散防止対策で発生した土壌等の取扱いについて、地域住民が不安を抱くようなことのないよう処理すべき。</li> <li>・市町村判断により実施した除染で発生した土壌等の処分については国の責務において対応してほしい。</li> <li>・特措法第 35 条第 1 項において、除染実施計画に定められる区域内の除染等の措置等はそれぞれ除染実施者が行うこととされているが、除染実施計画に定められる区域外の除染等の措置等についてはそもそも規定がなく、中間貯蔵施設までの土壌等の輸送は市町村が行うこととされているものではないことから、第 42 条の規定によることなく、国が輸送を行う旨を規定していただきたい。</li> </ul>	<p>【特措法外の土壌等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「中間貯蔵施設への搬入に当たっての確認事項等について」(平成 27 年 2 月 8 日 環境省・復興庁)において、「放射性物質汚染対処特措法の施行前に緊急的に実施された学校等での除染により生じた土壌等については、実態を踏まえ中間貯蔵施設に搬入することとします。また、ため池の放射性物質対策等で生じた土壌等のうち、線量が高いなどの理由により、中間貯蔵施設以外での処理が困難なものについても、状況を把握し関係機関間で整理を行った上で中間貯蔵施設に搬入することとします。」としており、この方針に沿って対応することとしています。</li> <li>○ また、このような方針に基づき、中間貯蔵施設に搬入するものについては、特措法に基づく除染により発生した除去土壌等と同様に処理します。</li> </ul>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
2. 中間貯蔵施設での 処理対象物（続き）	<p><b>【現場発生品】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除去土壌等の保管のために仮置場で使用している資機材については、量が膨大であり、保管や処分ができない。搬出後、地権者への速やかな土地の返還が進むように、それらの資機材についても中間貯蔵施設へ搬出できるような措置を望みたい。</li> <li>・除去土壌等を保管・管理するために使用していたシート類の処分について国の責務において対応してほしい。</li> </ul>	<p><b>【現場発生品】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 仮置場等で使用した遮へい用の土砂や遮水シート等の現場発生品については、放射性物質による汚染が低く再利用や処分が可能なものについては、中間貯蔵施設へ輸送・貯蔵するのではなく、再利用等を推進することがまずもって重要となります。放射性物質による汚染が高いなどの理由により、再利用等が困難なものについては、状況を把握した上で中間貯蔵施設に搬入することとします。</li> <li>○ 今後、国としても、除染特別地域での現場発生品の再利用方法等を市町村に共有させていただくとともに、除染実施区域の仮置場等から発生した現場発生品について、安全性の確認や周知等可能な限りの対応をさせていただきます。</li> </ul>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
3. 早期搬出等・スケジュール	<p><b>【早期搬出等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場等からの搬出について、早期に実施してほしい。</li> <li>・仮置場等からの搬出を早期に実施するためにも、中間貯蔵施設の早期完成をお願いしたい。</li> <li>・中間貯蔵施設の建設、本格輸送について、遅れが生じており、不信感を住民に抱かせているため、関係住民への配慮をしつつ早期着手をお願いしたい。</li> </ul> <p><b>【中間貯蔵施設に係るスケジュールの公表】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パイロット輸送・本格輸送の搬出スケジュール等を早期に公表してほしい。</li> <li>・仮置場等の設置期間を明確に説明することが仮置場等設置の住民等の理解を得るための重要な条件の一つであることから、中間貯蔵施設に係る工程を示してほしい。</li> <li>・平成 23 年 10 月から工程表を改訂していないので、今後の見通しを含めて対応していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 早期搬出等及び中間貯蔵施設に係るスケジュールの公表に当たっては、用地の確保が前提となります。現在、そのための取組を進めているところであり、引き続き、中間貯蔵施設予定地の地権者の皆様に丁寧に説明をし、御理解を得ることができるよう、全力で取り組んでまいります（詳細は 4. 参照）。</li> <li>○ また、輸送に関しては、まずは、現在実施しているパイロット輸送を着実に実施し、その結果を検証すること等が重要であると考えています。</li> <li>○ 以上のような取組を進めながら、当面は、各市町村により行われる仮置場等の設置期間の説明に資するよう、中間貯蔵施設全般に係る現状、パイロット輸送に係る進捗状況等の情報提供に努めてまいります。</li> </ul>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
4. 用地確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早期搬入ができるように、速やかな用地の確保をお願いしたい。</li> <li>・ 中間貯蔵施設の用地の確保が進まないと仮置場の確保等に大きな影響がでてくるため、収用法的な効力を持つ内容とした法の改正をお願いしたい。</li> <li>・ 関係地権者に寄り添った交渉を進めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 登記記録上で約 2,400 名の地権者がいらっしや、これまでに環境省として連絡先を把握している約半数の方全てに連絡を取り、順次、個別訪問等による説明を進めています。さらに、建物等を所有されている地権者の方については、御了解を得て、物件調査等を進めています。</li> <li>○ 並行して、連絡先が不明の地権者についても、登記記録に記載されている地権者の戸籍簿等を調査することで、特定作業を進めています。</li> <li>○ 地権者の皆様の御理解を得ることができるよう、地権者の立場に立った親身な対応を行うこと等の訓示を大臣から用地担当職員に直接行うなど、環境省を挙げて、地権者の皆様に寄り添った丁寧な説明を行っていくことを徹底しています。</li> <li>○ 本年4月には、福島環境再生事務所の用地担当職員の増員をし、現在、更なる職員の増員も進めているところであり、外部専門家の積極的な活用も図りながら、引き続き連絡先を把握している地権者の方々への丁寧な説明と、連絡先を把握していない地権者の特定作業に全力で取り組んでまいります。</li> </ul>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
5. 中間貯蔵施設での処理方法（施設関係）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間貯蔵施設に搬入したものを最終処分が終わるまで、大型土のう袋等に入れて市町村ごとに管理されるのかどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中間貯蔵施設に搬入された時点で、耐候性大型土のう袋等の袋は破袋し、分別した上で、土壌貯蔵施設等に貯蔵することとしており、市町村ごとに管理する予定はありません（ただし、当面の保管場（ストックヤード）での保管については、袋を破袋せずに保管することとしています。）。</li> <li>○ したがって、最終処分の時点においても市町村ごとの管理は想定していません。</li> </ul>
6. 輸送	<p><b>【輸送に当たっての配慮】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除去土壌等の搬入について、町民の一時帰宅に支障のないように配慮していただきたい。</li> <li>・ 中間貯蔵施設への輸送に関して、そのルートに位置する市町村の意向を最大限取り入れて計画立案をお願いしたい。</li> </ul>	<p><b>【輸送に当たっての配慮】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中間貯蔵施設への輸送に当たっては、これまで、地元からの御要望を踏まえ、お彼岸で一時帰宅される方が多くなる時期の輸送を避けること、一時帰宅される方への注意を含む輸送車両の運転者への安全教育、交通誘導員の配置及び注意喚起看板の設置等の配慮をしてきたところ です。</li> <li>○ また、輸送ルート等については、輸送連絡調整会議での調整や直接市町村と相談してきたところ です。引き続き、関係市町村と十分に相談させていただきつつ、輸送時期、輸送ルート等を具体化し、輸送を実施してまいります。</li> </ul>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
6. 輸送（続き）	<p><b>【道路補修等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・搬入路となる道路の維持・補修について、舗装圧が薄い箇所などは修繕等が必要となつてからの対応では一時帰宅者や復興事業者の通行に支障が生じることから、事前の改良等を協議のうえ実施していただきたい。</li> <li>・運搬車両の市街地の通行を少なくするため、既存の道路を整備改良し搬入路として活用していただきたい。</li> </ul>	<p><b>【道路補修等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 比較的少量の除去土壌等を対象としたパイロット輸送を行う段階では輸送車両の台数も限られるため、交通誘導員の配置や注意喚起看板の設置を中心に対応することとしています。</li> <li>○ その後の本格的な輸送に向けては、輸送車両の台数や復興に向けた状況等も踏まえ、災害復旧や復興事業との関係も含めて、関係機関とも相談しながら必要な対応を行ってまいりたいと考えております。</li> </ul>
	<p><b>【飛散防止等の安全対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集約輸送の際の一般住宅等からの除去土壌等の搬出や容器への詰替時における除去土壌等の飛散防止対策について早急にお示しいただきたい。</li> <li>・着実に安全かつ円滑な搬入をお願いしたい。</li> </ul>	<p><b>【飛散防止等の安全対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国が実施する集約輸送（積込場から中間貯蔵施設への輸送）においては、搬出時において、耐候性大型土のう袋等の保管容器に破損が見られた際は、一回り大きな耐候性大型土のう袋等に詰込むことで対応することとしています。積込場からの搬出時の飛散防止対策については、各積込場所の保管状況によって、有効な対策は異なると考えられますので、個別に検討し、対応します。</li> <li>○ 安全かつ円滑な輸送を確保するよう、輸送車両の飛散流出防止対策（荷台上部にシートを設置等）や、輸送ルート状況に即した交通誘導員の配置及び注意喚起看板の設置などの対策等を関係自治体とも調整した上で実施しています。</li> <li>○ 市町村が実施する端末輸送（仮置場等から積込場への輸送）については、除染関係ガイドラインや中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る H26～H27 年度実施計画（パイロット輸送）をご参照ください（御不明な点については、福島環境再生事務所から説明いたします。）。</li> </ul>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
6. 輸送（続き）	<p><b>【輸送の順番】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27 年度のパイロット輸送を早期に実施してほしい。</li> <li>・仮置場を設置している地区での保管継続についての説明会で、「仮置場で保管しているからといって、現地保管している市町村を優先に中間貯蔵施設に搬入することはしないでほしい。」との意見があった。</li> <li>・除染中の自治体の除去土壌等を取り除いても、また後から除去土壌等が仮置場に搬入され住民の不安は解消されない。除染が終了した自治体の除去土壌等を優先的に搬出して安全な地域を広げていくことが住民の理解を得られると考える。</li> <li>・パイロット輸送後も輸送の継続実施をお願いしたい。</li> <li>・中間貯蔵施設への搬出計画については、効率的に除去土壌等を搬出できるよう国直轄除染分と市町村除染分をまとめず、別々に作成してほしい。</li> </ul>	<p><b>【輸送の順番】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ パイロット輸送の順番については、パイロット輸送の目的に鑑み、積込場から搬出先までの距離が近いところからの搬出を基本として、積込場ごとに考慮すべき事項を踏まえ、福島県とともに関係機関と調整を行いつつ、まずは双葉郡 8 町村及び田村市から実施することとしています。6 月 25 日時点で、大熊町、双葉町、田村市、富岡町について搬入を完了し、現在川内村（6 月 8 日開始）、広野町（6 月 22 日開始）、浪江町（6 月 23 日開始）の仮置場からの搬出を行っているところです。</li> <li>○ 今後のパイロット輸送のスケジュールについては、搬出する積込場から中間貯蔵施設までの距離、積雪等の気候条件等の観点を考慮し、福島県及び関係市町村等と調整し、順次、個別の積込場の搬出時期を決めていきます。郡山市、棚倉町、浅川町の合計 5 つの小学校に仮置きされている除去土壌等については、夏休み期間を利用して輸送を開始することを 6 月 25 日に公表しました。</li> <li>○ また、パイロット輸送の後の本格的な輸送については、パイロット輸送の結果を踏まえつつ、用地確保の状況等も踏まえながら、関係機関と調整してまいります。</li> <li>○ なお、各市町村からの搬出に先立ち、搬出する仮置場等の決定に際しては、地域の実情を熟知している当該市町村の御意見・御意向を踏まえることが重要であると認識していますが、統一かつ安全で効率的な輸送の観点からは、除染特別地域（国直轄除染分）と除染実施区域（市町村除染分）を明示的に切り分けて検討することは考えていません。</li> </ul>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
6. 輸送（続き）	<p>【現場保管場所からの搬出について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場以外の現場保管をしている場所からでも、国で中間貯蔵施設へ搬入をしてもらいたい。</li> <li>・公園については、いち早く除染を進める必要があったことから、公園内に現場保管しているところであり、除去土壌等の量も公園ごとに異なる。このような状況を踏まえ、中間貯蔵施設への本格搬出にあたっては、小口の保管量である公園からも、直接、中間貯蔵施設に搬出できるよう、小型、中型車両での搬出も検討願いたい。</li> </ul>	<p>【現場保管場所からの搬出について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中間貯蔵施設への輸送を効率的に実施し、短期間で完了させる観点から、規模の小さい現場保管等については、基本的には地域の実情を熟知している市町村に積込場までの輸送を実施していただき、その後大型車両で国が集約して輸送することが有効であり、輸送連絡調整会議での調整を経て取りまとめた輸送基本計画においても、そのように整理しているところです。</li> </ul>
7. 仮置場・積込場	<p>【仮置場延長に係る国の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場用地に係る賃貸借契約の更改にあたって、中間貯蔵施設の整備に関するスケジュールが見通せないことで、住民への説明に支障をきたしているため、住民への説明については、国の責任において、最大限市町村を支援すべきである。</li> </ul>	<p>【仮置場延長に係る国の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現時点で、中間貯蔵施設の整備に係る具体的なスケジュールをお示しできないことから、各市町村及び住民の皆様にご心配や御迷惑をおかけしていることについて、大変申し訳なく思っております。</li> <li>○ 除染実施区域の仮置場の賃貸借契約については、除染実施者である市町村と地権者の方との契約であるため、市町村が地権者と交渉・契約更新していただく必要がありますが、環境省としても輸送や中間貯蔵施設予定地の地権者説明状況といった参考となる情報の提供など、可能な限りの協力をさせていただき、市町村の交渉を支援してまいりたいと考えています。</li> </ul>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
7. 仮置場・積込場 (続き)	<p><b>【積込場確保に係る財政措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積込場の確保については、市町村の役割とされているが、確保に困難を極めることが想定されることから、可能な限り公有地の活用を検討している。積込場の整備に必要な財源について全額措置するよう要望する。</li> </ul>	<p><b>【積込場確保に係る財政措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 積込場の確保については、各市町村にお願いすることとしています。これに要する費用については、福島県民健康管理基金（除染対策交付金）で対応できます。</li> </ul>
8. 県外最終処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県外での最終処分に向けた工程や最終処分場の整備計画を早急に具体化してほしい。</li> <li>・JESCO 法が改正されて、30 年以内の県外最終処分が法制化されたが、現在、特措法第 41 条に基づく除去土壌の処分基準が規定されていないことから、早急に処分基準を定める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中間貯蔵後の最終処分については、今年度から最終処分に向けた除去土壌等の減容・再生利用に関する技術開発等を実施するための予算を措置しており、担当する職員も増員し、体制を強化し取り組んでいます。</li> <li>○ 上記の予算・体制の下、既に公表している県外最終処分に向けた 8 つのステップに沿って、放射能の物理的減衰、今後の技術開発の動向等を踏まえつつ、幅広く情報を収集しながら、まずは、順次、①研究・技術開発、②減容化・再生資源化等の可能性を踏まえた最終処分の方向性・方法の検討等にしっかりと取り組みます。並行して、情報発信等を通じて県外最終処分に係る全国的な理解の醸成に努めます。</li> <li>○ このような取組を通じて、8 つのステップを可能な部分から順次具体化しつつ、より具体的な取組内容と実施時期を段階的に明らかにしたいと考えております。</li> </ul>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
<p>9. 情報提供、モニタリング</p>	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間貯蔵施設への搬入に当たっては、特に施設周辺自治体への情報提供や丁寧な説明を実施し、十分に配慮すること。</li> <li>・ 町に対して詳細な説明をお願いしたい。</li> <li>・ 中間貯蔵施設に関する情報を随時提供してほしい。</li> </ul>	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ パイロット輸送の実施に当たっては、輸送連絡調整会議での説明・調整を行うとともに、関係自治体に対して搬入時期や搬入ルート等について直接説明し、相談させていただきながら、進めてきたところです。さらに、関係自治体と相談しながら、住民の皆様へのお知らせの配布、スクリーニング施設での周知等も行ってきました。</li> <li>○ また、中間貯蔵施設に関する情報全般についても、環境省のホームページで公表するとともに、パンフレットの作成等を行うことにより、分かりやすい説明ができるように努めてきたところです。</li> <li>○ 御指摘も踏まえつつ、引き続き、丁寧な説明や情報提供に努めてまいります。</li> </ul>
	<p>【モニタリング】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用前から搬入路や保管場等の放射線量の測定を徹底するとともに随時公表していただきたい。</li> </ul>	<p>【モニタリング】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中間貯蔵施設の保管場の整備及び当該保管場への除去土壌等の輸送に当たっては、保管場の整備前及び輸送の開始前から、継続的に空間線量等の測定を実施し、その測定結果は環境省や JESCO のホームページで随時公表しています。また、本年4月に開催した環境安全委員会（第1回）において当該結果の報告をしています。</li> <li>○ 引き続き、周辺住民を始めとする関係者の皆様の不安の解消に資するよう、空間線量等の測定を行うとともに、その情報を公表してまいります。</li> </ul>

